

事件番号 平成30年（ネ）第295号

広島駅北口広島高速5号線トンネル掘削工事の中止請求控訴事件

控訴人 広島おさむる会

被控訴人 広島高速道路公社

答 弁 書

平成31年1月23日

広島高等裁判所第4部 御中

〒730-0004 広島市中区東白島町21番18号

神田・真田法律事務所（送達場所）

被告代理人弁護士 真 田 文



TEL: 082-227-3398

FAX: 082-227-4769

第1 控訴の趣旨に対する答弁

1. 本件控訴を棄却する
 2. 控訴費用は控訴人の負担とする
- との判決を求める。

第2 控訴理由書（平成30年（2018）年12月21日付）に対する答弁

- 1 第1項中、原判決の記載内容は認め、その余は争う。
- 2 第2項は争う。
- 3 第3項中、原判決の記載内容は認め、その余は争う。

- 4 第4乃至第8項については、控訴状に記載されている事実は認めるが、その内容は争う。
- 5 第9項中、原判決の記載内容は認め、その余は争う。
- 6 第10項及び第11項については、特に争わない。
- 7 第12項中、原判決の記載内容は認め、その余は争う。
- 8 第13項中、被控訴人のホームページ上の記載は認め、その余は争う。
- 9 第14項は争う。
- 10 第15項及び第16項については、不知。

第3 被控訴人の主張

控訴人の主張や提出された全証拠によっても、控訴人の主張する広島駅北口広島高速5号線トンネル掘削工事によって、控訴人の有する具体的な法律上の権利又は利益について現実的な危険が発生し、あるいは発生するおそれがあると認められない。

よって、本件控訴は理由がなく、棄却されるべきである。

以 上